

ひ 広報

ひのはら

6月号

平成 27 年
(2015 年)
No.434

朗らかなささえずり

・・・ 主な内容 ・・・

檜原村職員募集	2
小林家住宅の利用について	3
ものづくりチャレンジ支援事業補助金について	5
個人住民税(村都民税)はこみが変わります	9
利島サマースクール参加者募集	20

平成27年度 檜原村職員募集

平成27年度中途に採用する職員を下記のとおり募集します。

●採用予定人員 一般事務職・・・若干名

●受験資格

学 歴	年 齢
高等学校卒業以上の学歴を有する人で民間・国・地方公共団体等での勤務経験が3年以上のもの	昭和53年4月2日生～平成6年4月1日生

※ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

●申込書の受付

【期 間】 平成27年6月8日(月)から6月18日(木) (土・日は除く)
午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)

【場 所】 檜原村役場総務課(庁舎2階)

※ 受験者本人が必要書類を持参し、申込みを行って下さい。(郵送不可)

※ 申込みに必要な書類が添付されていない場合は、受付できません。

※ 申込書は受付期間中、檜原村役場総務課で配布します。また、村ホームページよりダウンロードできます。

●申込みに必要な書類

○ 檜原村職員採用試験申込書(村指定様式)(檜原村役場総務課で配布又は村ホームページよりダウンロード)

○ 檜原村職員採用エントリーシート(村指定様式)(檜原村役場総務課で配布又は村ホームページよりダウンロード)

○ 履歴書(市販のものに記入し、上半身の写真を貼付する)

○ 卒業証明書(最終学校のもの)

○ 成績証明書(最終学校のもの)

※採用試験に関する提出書類は、一切お返しできません。

●試験日(一次試験)

【日 時】 平成27年6月28日(日) 午前8時30分集合

【会 場】 檜原村役場 住民ホール

【方 法】 教養試験、職場適応性検査、作文(課題方式)

●試験結果等について

一次試験の結果は、平成27年7月中旬に受験者本人に通知します。

一次試験に合格された方を対象に、二次試験を実施します。

(平成27年7月下旬を予定)

二次試験の際に健康診断書(村指定様式)の提出をお願いします。

勤務開始日は9月1日または10月1日を予定しています。

●給与及び待遇

檜原村職員の給与に関する条例等によります。



◎問い合わせ先 総務課 総務係 内線216

お知らせ

重要文化財 小林家住宅の利用について

重要文化財小林家住宅を下記のとおり一般開放いたしますのでお知らせいたします。

記

- **名 称** 重要文化財小林家住宅
- **公 開 時 間** 4月～10月までの間 10時～16時
11月～3月までの間 10時～15時
定休日：毎週火曜日（祝日の場合は翌日）
※年末年始及び天候等により臨時休館日についてはお問い合わせください。
- **見 学 料** 無料
- **駐 車 場** 藤倉バス停より約1.5キロ地点に総角沢駐車場（5台分）有り
- **所 用 時 間** 藤倉バス停より徒歩にて旧藤倉小学校経由で35分
総角沢駐車場から徒歩にて約25分
- **モノレールの
利用について** 総角沢駐車場より8人乗りモノレールが整備されています。利用には、事前に檜原村教育委員会社会教育係へ2週間前までに予約願います。5人以上の団体から受付いたします。
- **そ の 他** お問い合わせについては下記までご連絡願います。



◎問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課 社会教育係 ☎042-598-1011
✉ syakaikyou@vill.hinohara.tokyo.jp

檜原村地場産材活用対策及び 利用促進事業をご利用ください

檜原村では、村内に植林されているスギ・ヒノキの活用及び利用の促進を図るため、各種事業を実施しております。

内容は次のとおりです。

【檜原村地場産材活用対策奨励事業】

〔対象〕

村内にスギ・ヒノキの山林を所有されている方が、間伐によりご自分の山林を伐採し、村内で事業を営む出荷事業者が、檜原村が指定した出荷先に出荷した場合

〔指定出荷先〕

村内の製材所、東京都森林組合、東京都、埼玉県及び山梨県内に常設されている市場のいずれか。

〔交付額〕

所有者には、出荷量 1 m³ に対して、3,000円を交付します。

出荷事業者には、出荷量 1 m³ に対して、下表の条件により 12,000円～18,000円の範囲で交付します。

*ただし、年度あたり 100 m³ までの出荷量が対象になります。

現地から集材場所までの距離が 200 m までの場合	12,000円
現地から集材場所までの距離が 201 m 以上 300 m までの場合	13,000円
現地から集材場所までの距離が 301 m 以上 400 m までの場合	15,000円
現地から集材場所までの距離が 401 m 以上の場合	18,000円

※伐採費用については、この事業とは別に東京都が全額負担する「多摩の森林再生事業」などの制度がありますので、併せてご利用下さい。また、日照の確保に伴う補助事業及び沿道景観整備事業も該当になりますので、ご利用下さい。

【檜原村地場産材活用対策作業道開設事業】

〔対象〕

村内にスギ・ヒノキの山林を所有されている方が、作業道開設事業を行った場合

〔交付額〕

作業道整備距離 1メートル対して 1,800円を交付します。

※ただし、年度あたり 1,000メートルまでの作業道が対象になります。

【檜原村地場産材利用促進事業】

〔対象〕

檜原村に住所を有する個人が地場産材を 3 m³ 以上使用する木造住宅を新築・増築・改築を行う者
檜原村外に住所を有する個人が地場産材を 3 m³ 以上使用する木造住宅を新築・増築・改築を行う者(別荘等)

〔指定購入先〕

利用促進事業の地場産材出荷を行う者で、村内の製材所、東京都森林組合のいずれか。

〔交付額〕

地場産材出荷量 1 m³ につき 20,000円を交付します。

ただし、交付限度額は 500,000円です。

※この事業を実施するにあたりましては、申請が必要となりますので、下記までご連絡下さい。

◎問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 ☎042-598-1011 内線 126・129

お知らせ



チャレンジしてみませんか! 「檜原村ものづくりチャレンジ支援事業補助金」

檜原村ものづくりチャレンジ支援事業補助金は村のPRにつながる新製品等の開発や販路の開拓等に必要経費の一部を補助します。

対象者……………村内に住所を有する個人または村内に事業所を有する中小企業者

補助対象事業…研究開発事業（原材料費、機械装置設備等、外注加工費）

市場調査事業（調査委託料、機器レンタル料、調査機器購入費）

販路開拓事業（展示会等への参加に要する経費、広告宣伝費）



補助金額

事業費	補助率	補助金の限度額
50万円以上	50%	30万円
30万以上から50万円未満	70%	25万円
30万円未満	90%	20万円

ぜひ、補助金の申請をしていただき新たな事業にチャレンジしてください。

◎問い合わせ先 企画財政課 企画財政係 内線211・214

犬を飼っている方へ

生後91日以上の犬を飼われている方は、登録と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

注射を受けたら、早めに産業環境課生活環境係で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射料金は、各動物病院にお問い合わせください。

また、最近、放し飼いをしている・引き綱をしなくて散歩させている・犬のフンを始末しないなどの苦情が多く寄せられております。飼い主の方はマナーを守り、まわりの方に迷惑をかけないようにし、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために次のことを守ってください。

- 犬の放し飼いは危険です。放し飼いはやめましょう。また、散歩や運動の時は必ず引き綱をつけましょう。
- 散歩の時は犬のフンを放置したままにしないで、持ち帰りましょう。



◎問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線123・127

野生鳥獣による被害を防ぐために。 (地域で行う被害防除)

- 畑の取り残した野菜や野菜くずを放置しないようにしましょう。人家のまわりにある収穫の予定のない果樹類の実を取り除くことも必要です。
また、お墓のお供えも持ち帰るようにしましょう。
農地がエサ場だと覚えさせないためにも残菜をなくすよう集落ぐるみで取り組む必要があります。
- 耕作放棄地や農地・人家周辺などのヤブ地は野生鳥獣の隠れ家となります。適切に刈り払いを行い、野生鳥獣の隠れ場所を取り除くことが大切です。
- 野生鳥獣の子供がかわいいからといって餌付けをすることのないよう皆さんで互いに注意しましょう。

電気柵購入補助金について

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵の未整備の畑に新たに電気柵を購入し設置した方に補助金を交付します。

内容は次のとおりです。

〔対象〕

村内に畑を所有している方
または耕作している方

〔対象となる電気柵〕

全てに対応するネット型、簡易なイノシシ用など農地へ有害鳥獣の侵入を防ぐ電気柵であればタイプは問いません。

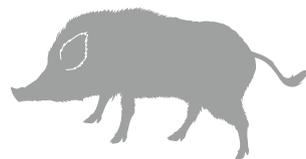
〔補助金額〕

電気柵の購入経費の9/10(限度額240,000円)です。ただし、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

※電気柵(ネット型)は50mで約18万円、100mで27万円程度の費用がかかります。また、電気柵(簡易型)は100mで約2万円程度の費用がかかります。

※電気柵の設置は個人で行っていただきます。

※補助金の活用を希望される場合は事前に役場へご連絡下さい。



◎問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 内線126・129

お知らせ

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 きしの防災

東京都知事許可(般18)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム

株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般-21)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0214 東京都西多摩郡檜原村435-2
TEL 042-598-0139・042-598-0870
FAX 042-598-1300

7月の人権・行政相談

- 日 時 7月9日(木)午後1時～3時
- 場 所 檜原村役場 3階住民ホール

※相談時間は30分程度でお願いいたします。

◎問い合わせ先 村民課 村民保険係 内線111・116

特定健診(個別健診)の申し込みは 6月1日(月)から6月30日(火)まで

6月に実施する特定健診(集団健診)の申し込みは終了いたしました。8月、9月に実施する特定健診(個別健診)の申込期間は6月1日(月)から30日(火)までとなっておりますので、お申し込みください。

●対象者

檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方

●健康診査日

8月、9月の月、火、木、金

健康診査当日の受付時間:午前8時30分までに受付をしてください。

※一般の外来診療前に健康診査を実施しますので、受付時間に遅れますと受診できない場合があります。

●申込期間

6月1日(月)から6月30日(火)までの午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日は除く)

●申し込み方法

直接お電話で、村民課村民保険係までお申し込みください。(電話598-1011)



◎問い合わせ先 村民課 村民保険係 内線116

〈広告〉

木材利用ポイントの取扱いを行います！

登録工事業者番号 東京都13-0050978

建築一式工事業

都知事許可(般-21)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

- 日時 7月9日(木) 午後1時～4時
(受付時間 午後0時50分～3時30分)
- 場所 檜原村役場3階住民ホール



◎問い合わせ先 ・村民課 村民保険係 内線111・116
・東京司法書士会三多摩支会 ☎042-548-393

国民年金からのお知らせ

国民年金は誰もが加入する制度です。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

●第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所地の区市町村役場の国民年金担当窓口で行います。

●第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。



◎問い合わせ先 青梅年金事務所 ☎0428-30-3410

くらし税

今月は、
村都民税（普通徴収）
第1期
の納期です

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-16)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

平成27年度の個人住民税(村都民税)は ここが変わります

●住民税における住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の延長・拡充

住宅ローン控除の対象期間が、平成26年1月1日から平成29年12月31日まで4年間延長されました。また、平成26年4月以降平成29年12月までに居住を開始した場合の控除限度額が上げられました。

	居住年	控除限度額
改正前	～平成25年12月	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)
改正後	平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)
	平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

※所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、上記の控除限度額の範囲内で住民税から控除するものです。

※平成26年4月～平成29年12月までの控除限度額は、消費税率が8%又は10%である場合であり、それ以外の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)です。

●上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以降は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。



◎問い合わせ先 村民課 税務係 内線114

〈広告〉

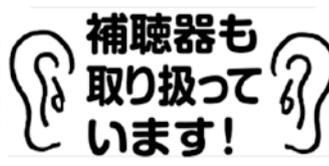
電気のことなら何でもご相談下さい!



太陽光発電も
当店におまかせ
ください!



お掃除がラクに
できる方法、
ありますよ



補聴器も
取り扱って
います!

各種電気工事



くらべてみればやっぱり近くのでんきやさん

アコス
ACOS三十三電気

五日市店 あきる野市五日市20 平井店 日の出町平井2104-3
TEL(042)596-1326 TEL(042)597-2250
FAX(042)596-2514 FAX(042)597-2253

多摩の森林再生事業

森林は私たちの暮らしを支えています。

森林は木材生産の場だけではなく、水や空気を育み、私たちや動植物の生息環境を守ってくれる大切な財産なのです。

今、多摩地域では手入れが行われていない森林が増えており、見過ごすことができない状態です。

そこで、森林のはたらきを回復するために、東京都では、手入れが行われず荒廃している多摩地域のスギ・ヒノキの人工林について間伐を行います。

【手入れが行われない森林とは？】

昭和30年代に多くのスギ・ヒノキが植林されました。

その後、国内の木材価格の低迷などの理由から、間伐を中心とした手入れがなされないため、樹木が密植状態のままである暗い森林が増えてきています。

暗い森林では、地面まで光が届かないので、草などが生えなくなり土壌の裸地化が進みます。

このような森林では、土砂が流出したり、水を地下に浸透させる機能が低下します。森林の持つはたらきが十分に発揮できないのです。

【森林のはたらき】

- 木材生産
- 生態系の保全
- 地球環境保全（地球温暖化の緩和）
- 土砂災害防止
- 水源かん養
- 大気の浄化
- 保健休養の場を提供

…など、たくさんあります。

【対象森林】

森林法の規定に基づき市町村森林整備計画を策定している市町村（八王子市・青梅市・あきる野市・日の出町・奥多摩町・檜原村）内のスギ、ヒノキ人工林。

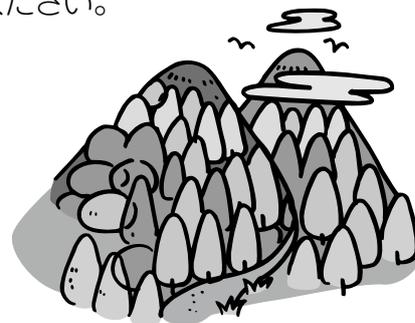
このうち、森林の公益的機能の発揮を重視されている水土保持林を対象とします。

対象の森林かどうかは地域の役所・役場にお問い合わせください。

【事業内容】

手入れが遅れているスギ・ヒノキを間伐します。

なお、森林の状態によっては事業実施ができない場合があります。



山林をお持ちのみなさまへ

東京都では「多摩の森林再生事業」を実施するために、山林を持っている方と協定を結び、間伐を行います。

【間伐の方法】

- 東京都が市町村に委託をして、30%の本数を間伐します。
- 間伐の実施間隔は12.5年を基本としています。しかし、間伐後の森林の状況により、その間隔を変更することもあります。
なお、間伐を行う際、事前に所有者にお知らせいたします。
- 伐採した木は流れ出さないように枝払いをし、残った木の根元に横伏せします。

【所有者との協定について】

- 協定期間は25年です。
 - 協定は、特に止むを得ない事情として、相続税支払いのために土地や立木の売却等をする場合、その他の経済的理由により売却をする場合には、協議のうえで解除できます。
 - 協定期間中、所有者はつぎのことを守ってください。
 - ・スギ・ヒノキの皆伐及び植栽をしないこと。
 - ・土地の形質の変更及び工作物の設置をしないこと。
 - 森林所有者と土地所有者とが異なる場合で、当該地の土地所有者と書面による賃貸契約を締結していない場合には、土地所有者と協定を締結します。森林所有者には間伐の承諾をお願いします。
- 詳細については、下記担当までご相談ください。



◎問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 内線126・129

資源回収奨励金交付制度をご利用ください!

村では、家庭から出る新聞紙やびんなどの資源物を集団で集めリサイクルする「資源回収」に取り組んでいる住民団体に奨励金を交付しています。

当制度を利用していただき、資源化の推進、ごみの減量及び生活環境の保全が図られるよう、ご協力をお願いいたします

なお、この制度を利用される場合には、事前に団体の登録が必要となります。

【対象団体】自治会、高齢者クラブ、PTA、その他営利を目的としない団体。

【登録受付】随時受付

※年1回資源団体登録申請を行う必要があります。

【交付額】収集売上量に対し、1kg9円(びん1本9円)となります。

詳しくは、産業環境課生活環境係までお問い合わせ下さい。



◎問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線123・127

放射能測定情報について

村では、定期的に村内の放射能を測定しています。測定結果につきましては、下記のとおりです。

1. 村内空間放射線量測定結果

◆村内5カ所

		檜原小学校		檜原中学校		総合グラウンド		ひのはら保育園		やすらぎの里児童館グラウンド	
		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)	
測定日	天候	地面から高さ1m	地表面5cm	地面から高さ1m	地表面5cm	地面から高さ1m	地表面5cm	地面から高さ1m	地表面5cm	地面から高さ1m	地表面5cm
4月15日	晴れ	0.09	0.08	0.07	0.08	0.08	0.09	0.08	0.09	0.08	0.10

◆村内10カ所

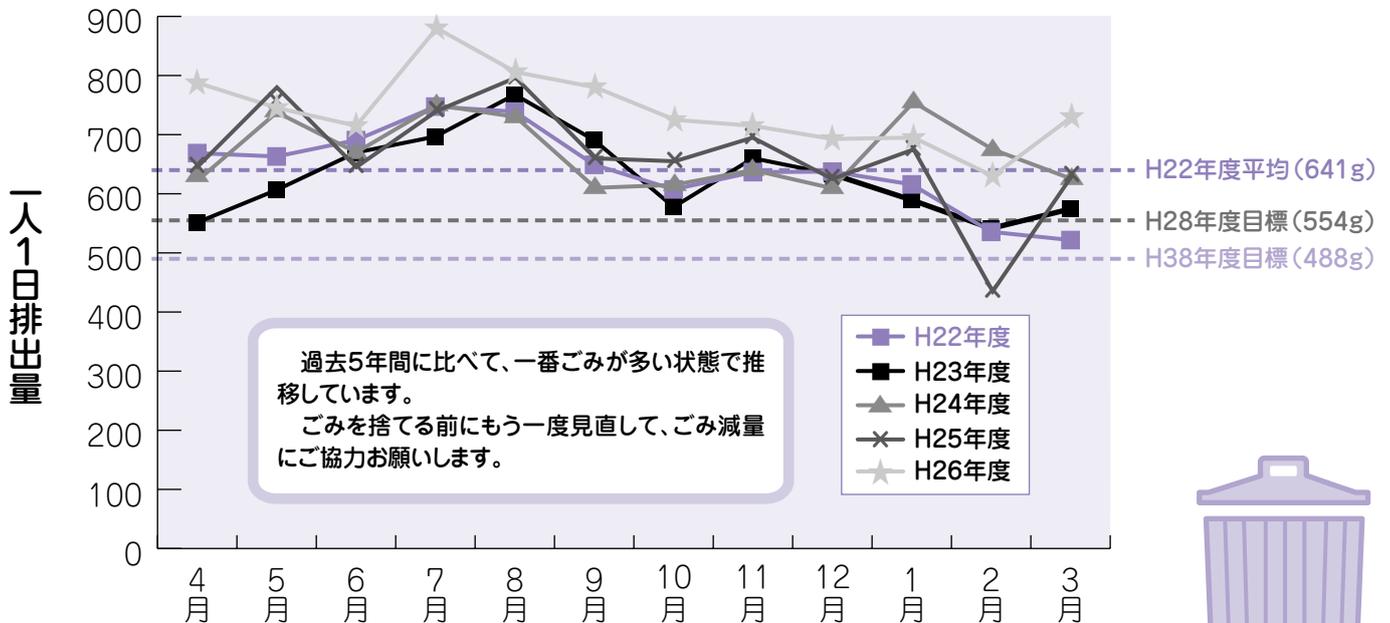
		下元郷駐車場		檜原村役場		南郷コミセングラウンド		人里コミセングラウンド		旧数馬分校校庭	
		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)	
測定日	天候	地面から高さ1m	地表面5cm								
4月15日	晴れ	0.09	0.09	0.08	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08

		都民の森駐車場		郷土資料館グラウンド		小沢コミセングラウンド		榎里コミセングラウンド		旧藤倉小校庭	
		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)	
測定日	天候	地面から高さ1m	地表面5cm								
4月15日	晴れ	0.08	0.08	0.09	0.09	0.07	0.09	0.07	0.07	0.07	0.08

※測定結果につきましては、国で示す基準値 (0.23 μ Sv/h) 以下となっており、健康に影響を与える数値ではありません。

◎問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線123・127

一人1日ごみ排出量(資源を除く)



皆様一人ひとりが毎日出しているごみの量をグラフにしたものです。
村では平成28年度までに554g/人日まで削減する目標を立てております。

- 生ごみを捨てる前には必ず水切を!
 - 資源になる物は必ず資源へ!
 - 粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを!
- 目標に向かい力を合わせて頑張りましょう。



檜原村公共下水道料金の減免制度について

下水道料金の減免を受けることができます！

檜原村下水道条例の改正が行われ、下水道料金の減免措置の対象者が増えました。詳しくは下記のとおりです。

檜原村公共下水道料金の減免措置概要

■下水道料金の免除措置を行っているもの

- 生活保護法による、「生活扶助」を受給されている方
- 児童扶養手当法による、「児童扶養手当」の支給を受けている方
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により「特別児童扶養手当」の支給を受けている方
- 旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する方で、遺族基礎年金を受給されている方

【免除内容】 下水道料金 1月当たり8m³までの汚水排出量に係る料金の全額を免除する

■下水道料金の減額措置を行うもの

①公衆浴場営業

【減額内容】 下水道料金 1月当たり8m³以下の汚水排出量に係る料金について、16円に100分の108を乗じて得た額、及び1月当たり8m³を超える汚水排出量に係る料金について、当該汚水排出量1m³につき2円を乗じた額に100分の108を乗じて得た額

②医療施設

【減額内容】 下水道料金 1月5,000m³以下の料金の10%

③社会福祉施設

【減額内容】 下水道料金 料金の20%

④生活保護法による「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方

【減額内容】 下水道料金 1月当たり8m³以下の汚水排出量に係る料金の全額を減額する

⑤用水型皮革関連企業

【減額内容】 下水道料金 1月当たり200m³を超え、10,000m³以下の汚水排出量に係る料金の50%及び1月当たり10,000m³を超える汚水排出量に係る料金の30%

⑥めっき業

【減額内容】 下水道料金 1月当たり100m³を超える汚水排出量に係る料金の20%

⑦染色整理業

【減額内容】 下水道料金 1月当たり50m³を超え3,000m³以下の汚水排出量に係る料金の10%

⑧老齢福祉年金受給者

【減額内容】 下水道料金 1月当たり8m³以下の汚水排出量に係る料金の全額を減額する

⑨次の生活関連業種

パン製造小売業／クリーニング業／魚介類小売業／豆腐製造小売業／日本そば店／中華そば店／野菜小売業／かまぼこ水産加工業／こんにゃく製造業／民生食堂・大衆食堂／食肉小売業／大衆すし店／あん類製造業／めん類製造業／ソース製造業／つけ物製造業／そうざい製造業／つくた煮製造業／ハム・ソーセージ製造業／水産物仲卸業／簡易宿所営業等／理容業／美容業

【減額内容】 下水道料金 1月当たり51m³から200m³までの水量1m³につき5円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た料金

※上記減免内容は平成27年4月分の料金から適用されます。

なお、減免措置を受けるためには申請書を提出していただく必要があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線125・127

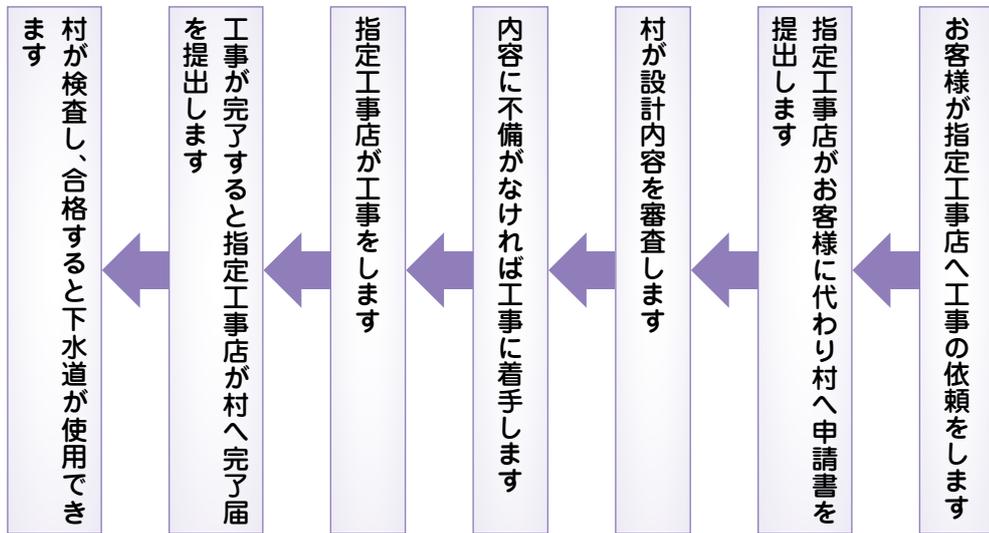
下水道への接続は指定工事店へ

下水道への接続工事は村で指定した「檜原村指定下水道工事店」でなければ工事ができません。

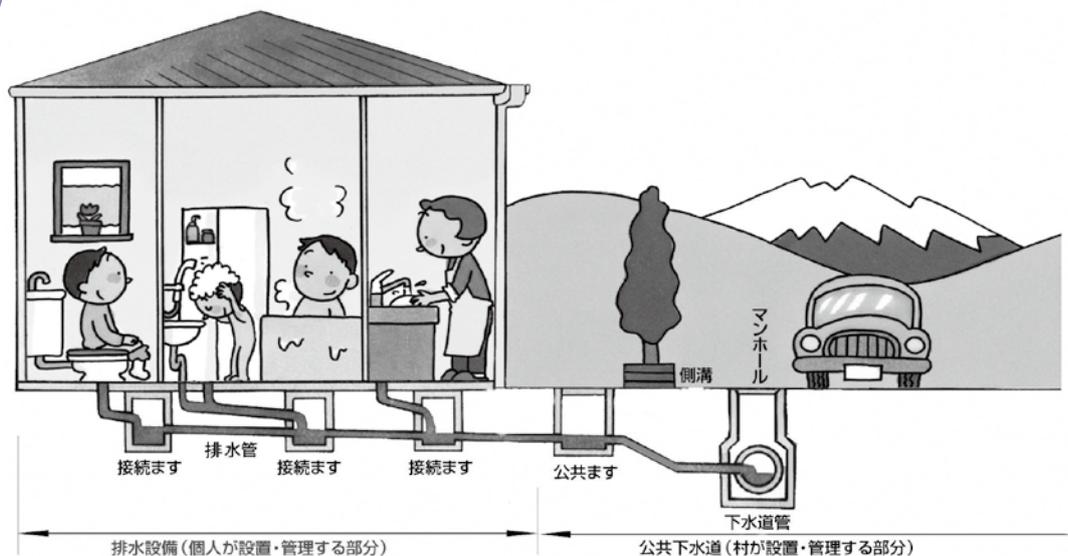
この工事店は排水設備（宅内）工事だけでなく、村への申請手続きを代行して行います。お気軽にご相談ください。

※複数の工事店から見積りをとるなど、事前に工事内容を十分確認し、工事を依頼してください。

下水道が使えるまでの流れ



下水道水も地球もリフレッシュ



森林・環境・下水道

◎問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線125・127

檜原村指定上下水道工事店

平成27年4月末現在

	工事店名	業 種		所 在 地	電話番号
		水道	下水道		
村内工事店	高 木 設 備	○	○	檜原村2979	042-598-0496
	(有) 翠 高 庭 苑		○	檜原村3572	042-598-0414
	(有) 市 川 建 材 土 木		○	檜原村2877	042-598-0513
	(株) 武 田 組	○	○	檜原村1393	042-598-6011
	(株) 土 屋 土 建	○	○	檜原村4450	042-598-0108
	平 野 設 備 工 業	○	○	檜原村9108-2	042-598-0588
	草 間 工 業 (株)		○	檜原村101	042-598-0245
村外工事店	(株) カゴシマ	○	○	日の出町平井906-4	042-597-7565
	(有) 渡辺工業所	○	○	八王子市千人町3-9-7	042-665-1867
	(有) 望月設備工業	○	○	あきる野市山田968-1	042-533-0171
	(有) 野口水道	○	○	あきる野市瀬戸岡299-6	042-550-4266
	積和建設西東京(株)	○	○	町田市下小山田2720-4	042-798-6351
	(有) 乙訓工業所	○	○	あきる野市乙津792	042-596-2516
	橋本設備工業(株)	○	○	あきる野市館谷193-2	042-596-3842
	(有) カネシヨウ	○	○	あきる野市戸倉733-4	042-596-1002
	(株) ホシノ	○	○	あきる野市二宮2406-11	042-550-1132
	(有) 河野電機設備	○		あきる野市横沢71	042-596-0284
	高橋設備	○	○	青梅市長淵2-541-11	0428-23-4692
	村野電気商会	○	○	あきる野市野辺456	042-558-1507
	(株) アイソング		○	あきる野市上代継324-2	042-558-5555
	(株) 吉田工務店	○	○	福生市福生1132	042-551-4125
	(有) 秋川総合住設	○	○	あきる野市瀬戸岡275-9	042-558-5490
	秋川農業協同組合 五日市ファーマーズセンター	○		あきる野市高尾3-1	042-596-1280
	(株) 協同設備工業	○	○	立川市錦町3-6-16	042-540-2950
	(株) 平塚設備工業	○	○	あきる野市山田916-1	042-595-3230
	(株) サカエ工	○		あきる野市野辺257	042-558-0136
	(株) 森田工業所	○		福生市熊川741	042-553-0403
	(有) 村山衛生設備	○		武蔵村山市岸3-3-4	042-560-1840
	(有) 藤城事務所	○		小平市小川町1-801-128	042-348-8481
	南武石材(有)		○	あきる野市戸倉1744	042-595-2503
	(有) 加藤設備	○	○	あきる野市野辺255-17	042-558-6805
	(株) 岡村設備工業	○	○	武蔵村山市中原1-16-17	042-560-7356
	銀河	○	○	あきる野市油平172-2	042-559-6633
	(有) 竹山設備	○	○	日の出町平井1762-4	042-597-6677
	(株) 日本水道センター	○		千葉県船橋市浜町2-3-37	047-421-1281
	しまぬき設備		○	武蔵村山市学園1-83-10	042-562-8707
	八洲環境保全(有)	○	○	青梅市今井1-122	0428-31-4191
	東京浴槽事業協同組合	○		渋谷区渋谷2-10-16	03-3400-8477
	東京燃料林産(株)	○		昭島市武蔵野2-6-25	042-543-3144
	テラルテクノサービス(株)	○		文京区後楽2-3-27	03-3818-7762
セントラルファシリティーズ(株)	○		杉並区松ノ木3-26-11	03-5913-8935	
(株) ミタックス	○	○	東村山市萩山町1-8-12	042-345-5410	
石崎工業(株)	○		青梅市今井4-11-19	0428-31-1977	
藤和工業		○	青梅市今寺3-416	0428-31-6289	
水木設備	○	○	羽村市神明台1-7-13	042-555-4755	

栄養相談

- ◆日時 6月24日(水)
7月14日(火)
午前9時30分～午後3時
- ◆会場 やすらぎの里保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。



精神保健巡回相談

- ◆日時 6月8日(月)
午後1時30分～4時30分

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。



ご利用される場合には、ご予約が必要となります。

詳細につきましては、お問い合わせください。

栄養教室 ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、年6回開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

- ◆対象者 ご興味のある方どなたでもお申し込みいただけます
(定員12名です。6月30日(火)までにお申し込みください)。
- ◆日時 7月15日(水)
午前10時～午後1時
- ◆場所 やすらぎの里 保健センター



◎申込み・問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係(やすらぎの里内) ☎598-3121

児童手当・児童育成手当・乳幼児医療費助成制度・ 子ども医療費助成制度の現況届について

現況届は、引き続き手当や医療証の交付を受ける資格があるかを確認するためのものです。
期限までにこの届出をしないと、6月以降の手当の支給、10月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

提出日 6月30日(火)まで

◎提出・問い合わせ先 福祉けんこう課 福祉係(やすらぎの里内) ☎598-3121

檜原村子ども家庭支援センターからのお知らせ

子ども家庭支援センターは 家族みんなが笑顔で過ごせることを応援します。

お子さんが保育園や学校に行きたがらない、ご飯を食べない、なかなか寝ないなど少しでも気になることがありましたら、ご相談ください。

- 相談日 第3木曜日 午前10時～12時
- 場所 やすらぎの里けんこう館2階「子ども家庭支援センター」
- 電話番号 598-3122 (電話は随時受け付けております)

子ども家庭支援センターは明るい子どもの未来のために子どもを虐待から守る役割を担っています。

さて児童虐待とはどのような行為でしょうか。

児童虐待とは…。

- 身体的虐待**：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど。
- 性的虐待**：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど。
- ネグレクト**：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかないなど。
- 心理的虐待**：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス：DV)など。
(東京都福祉保健局「OSEKKAIが子供を救う」より)



虐待をされた子どもたちは、辛い思いを背負って生きていかなければならず、また死に至るケースもニュースで報じられています。

そのような事態に至るには何らかの事情や原因があると考えられますが、何でもないと思われる事柄が積み重なって起こる場合もあります。

悩んでいることを話すことは、自分についての振り返りにもなります。

秘密は守ります、専門機関にもつなぐこともできますので、どうぞ一人で悩まずにご相談ください。

HOT応援隊(子育て相談事業)のご案内

檜原村子ども家庭支援センターでは、小児発達専門医と臨床心理士による子育て相談を実施いたします。お気軽にご利用ください。

★日時 7月9日(木)
午後2時30分～4時30分

★場所 やすらぎの里
子ども家庭支援センター

★対象 檜原村で子育てをしている保護者の方・
お子様・関係機関

★内容 子育てや育児方法に関する相談

★相談担当 東京西徳洲会病院
小児医療センター
医師 二瓶健次氏
臨床心理士 白川公子氏

*費用はかかりません。
*秘密は厳守いたします。
*予約が必要となります。

◎予約・問い合わせ先 檜原村子ども家庭支援センター(やすらぎの里内) ☎598-3122



こちら地域包括支援センターです!



熱中症予防の豆知識

熱中症については昨今さまざまところで話題になっています。特に2010年以降異常に高い気温が続き、熱中症にかかる方が急増しています。

熱中症は真夏に起こるだけでなく、梅雨時の6月や急に気温が高くなった時期に病気になることもあり、また屋外ばかりでなく室内でも熱中症は起こります。前の晩の深酒や睡眠不足、運動不足などの身体の状態と暑さに慣れていないことが原因で筋力のけいれんやめまい、脱水症状、重症になると意識を失い命に危険が及ぶ場合もあります。

予
防
策

暑さに身体を慣らす うっすら汗をかく程度の運動(30分くらいのウォーキング)

適切な室温設定 冷房の設定温度は28℃以下に(冷房時には水分は失われます)

こまめな水分補給 水分+塩分補給が必要!(麦茶と梅干がお勧め☆)

65歳以上では、女性の発症率が著しく高くなり、室内で熱中症になる危険性が高くなります。また、回復がゆっくりなため、熱中症にならないよう長時間の屋外作業や閉め切った暑い部屋での作業は避けましょう。



◎問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター ☎598-3121

福祉・
けんこう

訪問歯科からのお知らせ

毎日の食事をおいしく摂りながら、健康な生活を送るため、いつまでも大切にしたい自分の歯。毎年6月4日から10日は歯の衛生週間です。この機会に歯の健康について考えてみましょう。

予防が一番！ むし歯と歯周病

歯を失う原因の約9割はむし歯と歯周病です。これらの予防には、毎日の歯みがきが基本です。定期的に歯科健診を受けて、正しい歯のみがき方を学ぶなど、自分の歯は自分で守るよう心がけましょう。



◎問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係 訪問歯科

ひきこもり等の問題を抱えるご家族向け講演会 及び 若者社会参加応援事業合同相談会

東京都では、ひきこもり等の若者の社会参加を応援するため、都立小児総合医療センター顧問市川宏伸 医師によるご家族向け講演会と、都のひきこもり等の若者支援プログラム事業登録制度に参加するNPO法人や関係機関による合同相談会を開催します。

- ◆対象 ひきこもり等の問題にお悩みのご家族やご本人、行政機関や支援団体の職員の方、ひきこもりの問題や若者の社会参加について関心をお持ちの方
- ◆日時 平成27年6月6日(土)
講演会 午後2時～午後3時30分
合同説明会 午後1時30分～午後5時
※講演会のみ要事前申込
- ◆場所 都庁第一本庁舎5階大会議場
- ◆申込み 所定用紙によりファクスで申込。詳細は問い合わせ先まで。



◎問い合わせ先 東京都青少年・治安対策本部青少年課 ☎03-5388-2257
HP <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/04/20p4m300.htm>

平成27年度子ども体験教室 利島サマースクール 参加者募集!!

1.目的 この事業は、檜原村・利島村に在住する少年少女が、学校や家庭以外の場で集団活動を行うことにより、社会性や協調性、自立、創造性を育み、また、他地域の少年少女と交流することにより、地域間交流を促進し、かつ地域の将来を担う少年少女の育成を図るために、小中学生を対象に実施します。

2.実施期間 7月25日(土)夕方出発予定～28日(火)3泊4日(船中1泊)

3.実施場所 伊豆諸島「利島」

4.募集人員 25名

5.応募資格 ①檜原村在住の小学4・5・6年生と中学生。
②心身ともに健康で団体行動が出来ること。
③原則として事前研修に参加できること。
④事業終了後も参加者としての体験を活かし、学校や地域において活発な活動が出来ること。
⑤保護者の同意が得られること。



6.応募方法 6月30日(火)まで参加申込書を受け付けますので希望する方は、参加申込書に必要事項を記入の上、役場2階教育課に提出してください。
※小・中学校へ事前に申込書を配布予定です。

7.参加費用 10,000円(事前説明会に集金します。)
※参加費に含まれない飲食代等は、自己負担となります。

8.事前説明会及び研修会

日 時：平成27年7月10日(金)
午後6時～7時

場 所：檜原村役場 3階住民ホール
対象者：参加する子供及び保護者



同時募集!!

檜原村の子供たちと一緒に利島サマースクールに参加できるボランティアの方を募集します。

応募資格 ①高校生から60歳までで元気で明るい子供の大好きな心身ともに健康な方
募集人員 3名程度

◎問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課 社会教育係 内線226

『海と山の子どもたちの交流会』

檜原村の子どもたちと神奈川県真鶴町の子どもたちが山と川を通して自然とのふれあい、子どもたちの交流を目的とし交流会を実施いたします。本年は、真鶴町の子どもたちが、檜原村に遊びに来ます。檜原っ子の皆さん、真鶴町の子どもたちと一緒に山や川でたくさん遊びませんか。下記のとおり参加者を募集いたします。

- **日 時** 7月19日(日)～20日(月)1泊2日
- **場 所** 小林家住宅及び上元郷周辺の川遊び
- **定 員** 15名(村内在住の小学4年生以上の児童及び保護者)
- **参加費** 1,000円(※参加費は、事前説明会時に集金します。)
- **事前説明会**
 - **日 時** 平成27年7月10日(金)
午後5時30分～6時
 - **場 所** 檜原村役場 3階 住民ホール
 - **対象者** 参加する子ども及び保護者
- **持ち物** 着替え・パジャマ・タオル・水着・帽子・雨具(カップ)・洗面道具
- **申込方法** 6月30日(火)までに参加申込を受け付けますので希望する方は、参加申込書に必要事項を記入の上、役場2階教育課に提出してください。
※小学校へ事前に申込書を配布予定です。



◎問い合わせ先 檜原村教育委員会 教育課 社会教育係 内線226

水墨画教室を開催します！

4日間の水墨画教室を開催します。四季折々の風景などに筆を走らせて、可憐な「墨絵の世界」に触れてみませんか。

皆さんのお申し込みをお待ちしております。

日 時	7月6日(月)・13日(月)・ 21日(火)・27日(月) 午後1時30分～3時まで	参加費	無料
場 所	檜原村福祉センター	対 象	村内在住・在勤者
講 師	吉野 富永氏(村内在住)	持 ち 物	雑巾(筆や墨汁等は教育委員 会で用意します。)
定 員	15名(先着順)	申し込み	6月26日(金)までに電話で お申し込み下さい

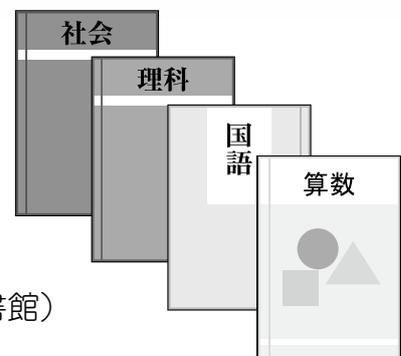
※汚れてもよい服装で参加してください

◎申し込み・問い合わせ先 檜原村教育委員会 社会教育係 内線226

平成27年度 教科書展示会のお知らせ

小学校用教科書及び中学校用教科書の展示会を下記のとおり開催いたします。

- **期 日** 特別展示会
6月7日(日)～16日(火)
法定展示会
6月19日(金)～7月2日(木)
<ただし、休館日(月曜日)を除く>
- **時 間** 午前9時30分～午後5時
- **場 所** 西多摩第四教科書センター(奥多摩町立古里図書館)
住所 奥多摩町小丹波82
電話 0428-85-1618



郷土資料館燻蒸作業に伴う 休館について

郷土資料館では、展示室及び収蔵庫の燻蒸作業を行います。

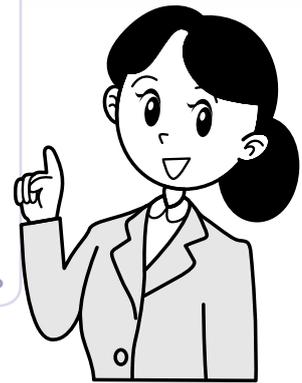
右記期間は、郷土資料館を休館いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

● 資料館休館期間

平成26年

6月15日(月)

6月16日(火)



◎問い合わせ先 檜原村郷土資料館 ☎598-0880

「住宅改修工事等助成事業」ご案内

その
他

あきる野商工会では、檜原村またはあきる野市の住民の方が、個人住宅の改修工事等をあきる野商工会会員事業者(管内に本店登記が無く、規模の大きい事業者などは対象外)によって行った場合に、その費用の一部を助成する事業を実施します。

平成27年6月1日(月)以降、商工会へ申請した後に工事着工し、平成28年2月26日(金)までに完了報告を提出できる10万円以上(税抜)の工事に対し、見積額または工事完了後の支払額のいずれか少ない額の5%で、1世帯1回限り10万円を上限に助成します。(但し予算額に達し次第終了)

その他、詳細についてはお問い合わせ下さい。



◎問い合わせ先 あきる野商工会 ☎559-4511

奥多摩町60キロウォーク 開催のお知らせ

秋の奥多摩で長距離ウォークに挑戦！ 奥多摩の魅力を再発見してみませんか？

- 日 時 ①60km 平成27年10月10日（土） 午後10時00分
②15km 平成27年10月11日（日） 午前9時30分～午前10時00分
- コース ①60km 氷川小学校→大丹波国際虹ます釣場→水と緑のふれあい館
→山のふるさと村→いこいの路→むかし道→登計トレイル
→奥氷川神社→氷川小学校
②15km 氷川小学校→もえぎ橋→鋸山林道→井戸入線林道
→（境橋より）むかし道→登計トレイル→奥氷川神社
→氷川小学校
- 参加資格 健康で自身で歩ける方。
（コースには、足場の悪いところや階段がございます）
60kmコースへの参加は小学生以下不可、中学生は保護者の同意と成年者の引率が必要です。その他、18歳未満の方については保護者の同意が必要です。また、小学生以下の参加は15kmのみとし、成年者の引率を必要とします。
- 参加費 ①事前申込み参加費 60km 5,000円
②事前申込み参加費 15km 1,000円
当日参加費 15km 1,500円
※小学生以下は無料です。
- 催し物等 11日午前11時00分～午後3時30分頃
まで、ゴール会場の氷川小学校で奥多摩郷土
食等の飲食ブース出店・奥多摩郷土芸能の披
露を予定しています、ウォークに参加しない
方も気軽にご来場ください。
- 申込み方法等
大会ホームページをご確認ください。
※申込み受付開始5月下旬予定
<http://www.town.okutama.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/bunka-sports/60kmwalk.html>



◎問い合わせ先 奥多摩町60キロウォーク実行委員会事務局
(奥多摩町教育委員会 教育課 社会教育係) ☎0428-85-1618

その他

西多摩建設事務所からお願い

◎山林の立木や庭木の手入れは大丈夫ですか？

西多摩地域の豊かな自然環境は、四季折々瑞々しい景観を醸し、多くの方に親しまれています。

しかし近年、沿道の立木が倒れたり落枝するなど、道路交通の妨げになっております。また、庭木の枝葉が伸びて道路上に張り出し、信号機や道路標識の視界を遮るなど、人や車の通行に支障をきたしております。

交通事故を未然に防止し、安全な通行を確保するために樹木の所有者の方は次のことを守ってください。

●山林を所有している方

道路沿いなどで危険な状態にある立木の伐採や樹木の剪定をお願いします。

●垣根・庭木の所有者

定期的に枝葉の剪定をお願いします。

●電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合があるので、事前に最寄りの東京電力またはN T T に相談し、作業してください。



◎問い合わせ先 西多摩建設事務所 管理課監察係 ☎0428-22-7216

その他

消費者相談

消費生活に関するトラブル等のご相談を専門の相談員が受け、問題解決のお手伝いをいたします。

つきましては、左記のとおり実施いたしますので、お気軽にお越し下さい。

- 日 時 7月9日（木）
午後1時～3時
- 場 所 檜原村役場3階住民ホール



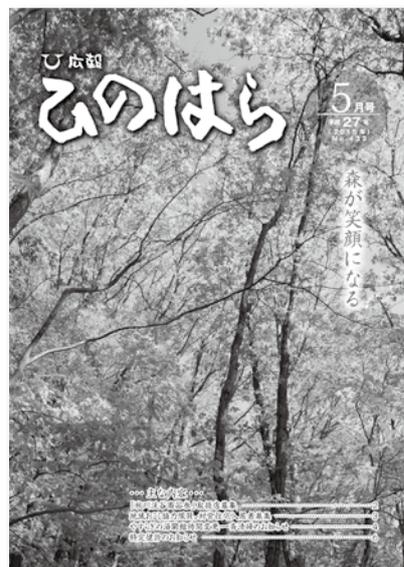
◎問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 内線121・126

「広報ひのはら」に関する ご意見・ご要望をお寄せください

檜原村では、よりよい広報紙を目指し、住民の皆様からお寄せいただきました貴重なご意見・ご要望を、これからの広報紙づくりの参考とさせていただきたいと考えております。

なお、いただいたご意見・ご要望に対する個別の回答は致しかねますので、その旨ご了承願います。

- 提出方法 郵送・FAX・電子メール
- 提出様式 様式は任意ですが、住所・氏名は必ず明記してください。
- 提出先 〒190-0212 檜原村467-1
檜原村役場 総務課 総務係
FAX 598-1009
電子メールアドレス
hinohara@vill.hinohara.tokyo.jp



◎問い合わせ先 総務課 総務係 内線213

その他

檜原村安全・安心むらづくり協議会よりお知らせ

台風・大雨に備えましょう!!

台風が来る前に…大雨が降る前に…事前の備えを

- 窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- 側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ格納する。
- 非常用品の確認(懐中電灯、携帯用ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など)
- 飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。
- 水の確保(断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。)
- 避難場所の確認



そったくどうし 啐啄同時(18)

「みどり、せせらぎ、風の音♪」私は、このフレーズが大好きです。村の明るい未来を指示しているように感じます。そのひとつの具体的なものが4年前に出発した小中一貫校檜原学園です。この4月に第一期計画の最終年である5年目を迎え約2か月が経過します。

この間、指導交流においては、前年度実績を踏まえ具体的な広がりを見せています。また、行事面では、中学校での体育大会プログラムに5・6年生の100M走が加わり、次年度の合同実施の第一歩がスタートしました。

さて、話は変わりますが、昨今スマートフォン・インターネットを利用したトラブルや問題行動が増加傾向にあります。また、4月の某大学での入学式のスマートフォンに関する学長挨拶が話題になっています。そこで、この機会に我々大人も含めて、子どもと共に良い使用・利用について一緒に考えて見るのもいいのではと思います、日本の小児科医会の「スマホ子育てやめて」という啓発について紹介したいと思います。こんな内容のものです。『親が子どもにスマホを

与えてアプリで遊ばせ、アニメ動画を見せたりして、ほったらかしにしておくケースが多くあるという。若者のスマホ中毒シンドロームは、当たり前。』ある市では、中学生の10時以降のメールの使用を禁止するという対応も取られています。また、子育て中の親がスマホを優先している風景は、路上や車内でも散見されており、さらには、デートの時、会合の時、談笑時などでも見られます。専門家は言います。「子育てにおいて、乳児期は、脳や体が発達する大切な時期であり、子どもがぐずるとスマホを与え、静かにさせる親がいるが、乳幼児期にスマホを見せては、親が子どもの反応を見ながらの心の交流がなくなってしまう恐れがある」と指摘しています。そして、親がスマホを所有することについてとやかく言うことはないが、子育てにおいては、親の直接なふれあいや対話などをもっと重要視すべきであると論じています。小学生や中学生がいらっしゃる家庭においては、すでにスマートフォン・インターネットの利用、使用時のマナーについては、決めている家庭が多いのかもしれませんが、もう一度、子どもと一緒に確認してみる機会にいただければと思います。

(檜原村学校教育支援室長 上原 富明)

お子様の心身の健康・行動・性格・学習や教育等々のご相談に応じます。相談日は、原則として土・日・祝・休日を除き毎日です。相談員の在室を電話でご確認の上、来室してください。なお、ご希望があれば訪問相談もいたします。教育相談室は本宿・春日神社の斜め向かいにあります。電話番号は**598-1161**です。

学校だより

いま、檜原学園檜原小学校では

《みんな元気にクラス作り》

4月6日(月)、11名の新入生を迎え、全校児童52名で平成27年度がスタートしました。各学年ともに、学級作りのために様々な取り組みをし、あいさつをする子供たちの顔が毎日輝いています。



入学式



1年生を迎える会

《遠足～檜原の山々を～》

春の心地よい陽気の中、2学年毎での遠足が行われました。檜原小の遠足は、「6年間で檜原の山々を全て歩く」ことを伝統として取り組んでいきます。とても体力がいりますが、上の学年の子供たちが下の学年の子供たちを気遣う優しさを、随所に見ることができ、よい時間となりました。



4月28日
5・6年生遠足(御前山)



4月28日
3・4年生遠足(三頭山)



4月30日
1・2年生遠足(小峰公園)

《生活の中に読書を》

今年度も檜原学園の小中一貫教育として、児童・生徒の言語能力の向上についての研究を進めていきます。

その中でも、特に読書活動は、「児童の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要」とであると学習指導要領にも示されています。昨今求められている思考力や判断力を育てる素地づくりにもなりますので、ぜひご家庭や地域でも「読書」の時間を日々の生活の中に取り入れてみて下さい。



《6・7月のおもな学校行事予定》

6月 2日(火) 運動会予備日
6月 4日(木) 歯磨き大会(6年)
6月 8日(月) 読書週間始
6月 9日(火) 体力等調査
6月11日(木) ふれ合い給食(3年)
6月12日(金) 消防署見学(4年)
6月15日(月) 水泳指導始・歯科指導始
6月16日(火) 観劇・国会見学(6年)
6月18日(木) 国際交流(6年)

6月19日(金) 読書週間終 避難訓練
6月22日(月) 歯科指導終
6月23日(火) 清掃工場・警察署見学(4年)
6月25日(木) バードカービング(5・6年)
6月26日(金) 授業参観・保護者会(1～3年)
6月30日(火) 授業参観・保護者会(4～6年)
7月 2日(木) 東京都学力調査(5年)
7月 3日(金) 小中セーフティ教室
7月 7日(火) 地域巡り北(3年)

7月 8日(水) バードカービング(5・6年)
7月 9日(木) 避難訓練
7月10日(金) 漢字検定(2～6年)
7月15日(水)
～17日(金) 臨海学園(5年)
7月17日(金) 理科見学(3年)
7月21日(火) 鑑賞教室
7月23日(木) 終業式

すすめています! こんなこと…

払沢の滝遊歩道整備事業

村では、平成22年10月に「払沢の滝周辺整備計画」を策定し、計画に基づき、払沢の滝遊歩道の整備を行っております。

平成26年度は、観光地としてのイメージアップ、景観の向上及び来客者の歩きやすさの向上を目的として、払沢の滝遊歩道の一部(約330m)をウッドチップ舗装しました。

平成27年度も引き続き未舗装部分(約230m)のウッドチップ舗装を行います。



休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
6月7日(日)	横田小児科医院	あきる野市 雨間233-19	559-2655	21日(日)	瀬戸岡医院	あきる野市 二宮1240	558-3930
14日(日)	さくらクリニック	あきる野市 野辺1003	559-0118	28日(日)	あべクリニック	あきる野市 瀬戸岡459-11	558-7730

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター	TEL 521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署	TEL 595-0119
東京都保健医療情報センター	TEL 03-5272-0303

「広報ひのほら」は再生紙を利用しています。

世帯と人口 (5月1日現在)

	前月比
世帯数	1,180世帯(増減なし)
人口	2,374人(1増)
男	1,184人(2減)
女	1,190人(3増)

～今月の表紙～ 「朗らかなさえずり」

高く澄んだ美しい声でさえずる夏鳥「オオルリ」。濃いブルーと鮮やかな白のコントラスト。檜原の初夏は野鳥のコーラスではじまります。